

前橋地方裁判所委員会（第24回）議事概要

1 日時 平成25年10月7日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

新井啓允，荒井道明，小川恵子，神谷保夫（説明者），小泉博嗣（委員長），佐久間達哉，鈴木克昌（説明者），高橋望，田中俊之，中村京子，羽鳥進一，原道子，半田靖史

（説明者）

前橋簡易裁判所判事高野芳久

（庶務等）

前橋地方裁判所事務局長佐野寛次，民事首席書記官遠藤康浩，刑事首席書記官渡辺雅伸，事務局次長沓水一隆，総務課長大沼剛，総務課課長補佐渋谷紀道，総務課庶務係長小林沙恵子

4 議事

意見交換等（テーマ「調停制度について」）

5 議事経過

○ 民事調停手続のDVDの視聴

○ 前橋簡易裁判所の高野芳久判事から調停の意義，申立ての方法等について，神谷保夫委員から民事調停事件の魅力，民事調停事件を担当した感想等について，鈴木克昌委員から家事調停事件の魅力，家事調停事件を担当した感想等について，それぞれ説明があった。

○ 委員は，申立人待合室，相手方待合室，調停室及び和解室を見学した。

○ 意見交換

（委員）

調停に代わる決定の終局率について，調停のあらましや裁判所データブックによれば，全国平均が40パーセント以上とか3分の1程度と高いようであるが，前橋は10パーセント程度と低いのはなぜか。

（説明者）

調停に代わる決定は，貸金業者からの貸金返還請求事件や，特定調停事件に多いが，最近，貸金業者からの申立てがかなり少なくなっていて，特定調停も相当減っていることによるものではないかと思われる。市民間紛争については，調停の成立率は50パーセント前後だと思われる。

（委員長）

全国的に見ると，現在貸金業者は管理事務所を集約化していて，管理事務所がある地域の簡裁では非常に調停事件が多いので，貸金業者は調停を成立させずに，調停に代わる決定が出ればそれに従うという例が多いと聞いている。前橋管内は管理事務所がかなり撤退したため，調停に代わる決定が少ないというように理解している。

（委員）

民事調停事件は少なくなっているとのことだが、家事調停事件はどうか。

(委員長)

裁判所データブックによれば、家事調停事件は平成24年が一番多くなっている。平成15年まで増加し、その後減少したが、じわじわと増えている現状である。現在は、全国統計で家事調停事件は民事調停事件の3倍程度であるため、おそらく当庁でも同様なのではないかと考える。内容としては、離婚関係の調停事件も増えているが、そのほかに、子供との面会交流や遺産分割も増えており、最近の権利意識の高揚も相まって、家事調停事件は増加傾向にあると思われる。

(説明者)

家事事件は増えているという実感がある。手元にはないが、統計的にも、前橋家庭裁判所の家事調停事件も、だんだんと右肩上がりで緩やかに増え続けていると思われる。印象とすると、離婚をする場合に多くの人が家庭裁判所の家事調停を経る傾向になってきたと感じる。また、子の親権者指定や婚姻費用分担の申立ても大変増えていると聞いている。

(委員)

寡婦で養育費がなかなかもらえない場合で、調停が不成立の場合、その後どうなるのか。

(説明者)

その後どうなっているのかというのは分からないが、時々相談を受ける感じとしては、子が20歳になるまで養育費の支払を履行している人はかなり少ないと思う。別れた夫がその後資産を形成していけば、調停調書に基づいて強制執行ができるが、それほど資産を形成していないと、結局そのままになってしまう場合が多いのではないと思う。

(説明者)

養育費を払わない場合、日本の場合は、普通の債権と同じで、差押え対象財産がなければ結局取れないが、諸外国では、国が税金と同じように差押えをし、取り立てて、母親の方に養育費を交付するという制度がある。日本でも今検討はされているものの、まだ実現していない。自己破産しても養育費の滞納分は免責されないという法改正はされたので、若干保護されるようになったが、実際に養育費の支払がきちんとされない例はたくさんある。

(委員)

調停申立てにおいて、相手方は出頭の義務があるか。費用弁償はどのようにになっているのか。

(説明者)

民事調停の場合は、申立てがあると、相手方に申立書、答弁書及び照会書を送り、調停期日を知らせている。照会書というのは、これまで当事者間で話し合いをしたことがあるか、申し立てられた問題についてどのように考えているのかを確認したり、調停をどう進めたらよいかということなどを検討してもらうための書類である。調停は、相手方の出頭を確保するためどのような工夫ができるかということが課題であると考えます。照会書を送るのは、出頭確保の一つの手段であると思う。

(委員)

相手方が一度も出頭しないで調停が終わることもあるのか。

(説明者)

相手方が出て来なければ、調停は不成立にせざるを得ない。相手方が出て来ないから、申立人の言い分どおり認めましょうという訳にはいかない。

(委員長)

調停は、民事訴訟の場合とは異なり、合意の成立が前提となっているため、相手方になるべく来てもらうということが第一で、来てもらえなければもう一度期日を指定する場合もある。第一回の期日は、申立人の都合しか聞かずに決めているので、相手方がどうしてもその日の都合が悪ければ、それだけで不成立にすることはないと思われる。それでも、何回か相手方が調停期日に出頭しなければ、相手方は調停を成立させる意思がないのではないかということで、不成立で終了させることもあると思われる。

(委員)

民事訴訟であれば出頭義務があるということでよいか。

(委員長)

民事訴訟の場合も、被告には、証人のように勾引することや過料などの制裁はないが、出頭せず答弁書も出さなければ、民事訴訟法の規定により、原告の主張する事実を認めたものとみなされることになる。答弁書が出て争うということになれば、原告の方に、被告が争っている事実を証明してもらうことになる。

(委員)

調停は経験したことはないが、説明を聞いて、日本において効果のある制度だと感じた。調停が不成立となるケースが結構な割合であるようだが、不成立になった場合、民事訴訟に進むことになると思うが、調停の中で、民事訴訟をするという方向性を示唆することはあるか。また、調停制度は日本独特の優れた制度と考えていいか。

(委員長)

調停制度は日本独特の制度で、江戸時代においても話し合いによって解決する仕組みがとられていた。アメリカでも、少し日本とは違うが、メディエーションという話し合いによる解決法がある。また、アメリカ社会では、話し合いよりは訴訟の方が優れている制度だと言われていた時期が長く続いていたが、最近は、実現可能性が高まるということで、いわゆる和解や日本の調停制度が見直され、うまく活用できればいい制度ではないかと言われている。細かく見ると、民事調停というのは日本独特の制度だと言えると思うが、似たような制度が世界に全くないわけでもないという認識である。

(説明者)

諸外国にもあるように聞いているが、日本の場合は、特に裁判所の関与で調停が行われているところに特色がある。アメリカでは、裁判所を離れて、あっせん制度や仲裁制度が発達していて、多様な解決制度がかなり進んでいる。日本では、最近になって、ADR制度がいろいろと充実してきて、訴訟を行うのが大変な紛争について、裁判所外で解決している例がある。福島第一原発の損害について、紛争解決センターで何千件も解決されているのが典型例である。群馬弁護士会でも紛争解決センターを作り、申立てが何十件とされている。話し合いで解決する制度は徐々に広がっているが、量的にも質的にもハイレベルなのは裁判所の調停制度だと考える。

(委員長)

裁判所が関与することにより、強制執行力が生じ、それが私的な話し合いや外国との違い

であると思われる。

(説明者)

調停が不成立になった場合の訴訟手続の示唆については、申立人側は、調停不成立の後の手続について知っている方が多いと思われるが、どのような手続があるかと尋ねられれば、訴訟という方法があると示唆することもある。

(説明者)

その後の訴訟の手続は、不調になりそうなときは必ず説明する。説得の有力な道具になるからである。わずかなところで合意に達しない場合は、裁判になり、弁護士を立てないで自分でできるかとか、弁護士を立てた場合の費用の問題など、いろいろと説明して冷静になってもらうこともあるし、主張が大きく離れている場合にも、冷静になってもらうために、今後こういう進路をたどることが多いなどと説明している。

(説明者)

家事調停の場合は、大きく離婚問題と遺産分割問題がある。離婚問題の場合、離婚調停の多くは本人が申立てをしているが、調停が不成立になると、訴訟をするかどうかを本人が考えることになり、訴訟になると代理人を立てないとほぼ無理なので、弁護士を頼まなければならないとその費用もかかるという説明をする。また、調停は表に出ないが、訴訟になると、書面に書いたり証拠を出したりしてもらうので、傷が深くなってしまい、罵り合いが非常に激しくなるため、それはよく説明し、理解してもらうようにしている。

(委員長)

調停を経由して訴訟になる事件について、調停を経由したからよかったなどということがあるか。

(説明者)

今までの経験では、簡裁で調停を経由したものはあまり見ていない。

(委員)

地裁では時々ある。たまには、調停の話をここでやりましょうという事件もあり、調停を経由したことに意味があることもあるが、多くは、被告からすれば調停を最初に選んだのが間違いであり、1からやり直しということの方が多いと感じる。

(委員)

調停委員には専門性が求められている印象があるが、どういう方が選出されているのか。任期等はあるのか。

(委員長)

調停委員の任命権は最高裁判所にある。任期は2年である。不動産鑑定士、銀行関係者、保険会社OB、アジャスター、医師など、各種専門知識を持った方もいるが、いわゆる社会経験が豊富で人格識見の高い方々である。調停委員になるには、本人が希望されて裁判所に来られる場合もあるし、前任者等から推薦を受ける場合もあるが、いずれの場合も面接等を経て任命されることになる。

(委員)

地裁では最初から調停というものはほとんどないが、調停による解決がふさわしい場合には、訴訟を調停に付すことがある。その時に、不動産鑑定士、外科医、税理士など、専門家にお願いすることもあるので、各分野の専門家は名簿の中に何人もいる。裁判所によ

っては公募が原則のところもある。選考の際は、人生経験がどこまで豊かという観点から面接を行っているが、一般の方も多いという認識である。

(委員長)

調停委員の身分は非常勤の裁判所職員（国家公務員）であり、毎日裁判所に来る訳ではないが、裁判所の司法権の一部を行使することになるので、公務員としての義務と同様の守秘義務等が課されている。選考基準は、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識経験を有すること等のほか、原則として年齢が40歳以上70歳未満であることが必要とされている。

(説明者)

家事調停委員になっている人は、特に遺産分割だと、税理士が多い。家事調停は、特に離婚については、男女ペアで行うことが多く、女性調停委員は、男性調停委員とほとんど同数いる。専業主婦の方も多数いて、一般の感覚で調停を進めている。

(委員)

民事調停で取り上げる金額の最低は決まっているのか。

(委員長)

金額は決まっていない。様々な争いがあり、交通事故の場合であれば、50万円から100万円前後の事件が多いと聞いている。

(委員長)

今後、いただいた貴重な御意見を参考にして、今後ともよりよい調停制度を目指して運営していきたいと思う。

6 次回テーマ及び期日

(委員長)

次回の地裁委員会のテーマには、保護命令制度を取り上げ、開催日は、平成26年2月から5月の間を予定し、具体的な日程は追って連絡することとしたい。

以 上